

# 法務局からのお知らせ

## 所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります。



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

### 令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化 されます。

相続により不動産を取得したことを知った日から、3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなります。

### 令和5年4月27日から 相続土地国庫帰属制度が スタートしました！

相続等により土地を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地を国庫に帰属させることができる制度が始まりました。

#### ※ 所有者不明土地とは？

相続登記がされないことなどにより、  
①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地をいい、九州の大きさに匹敵するともいわれています。

#### ※ どんな問題が生じている？

土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や災害からの復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生したりするなど様々な問題が生じています。



←詳しくは、こちら（法務省ホームページ）を御覧ください。

## 法務局に遺言書を預ける制度がスタートしています。

—令和2年7月10日から—

自筆証書遺言書  
保管制度

法務局が保管するので改ざんの心配がありません。

手数料は  
3,900円！

家庭裁判所の  
検認が不要！

詳しくは、こちら  
を御覧ください。



遺言書ほかんガルー

